

# ハーティオセアン小田原運営規程

## (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

### (目的)

第1条 オセアンケアワーク株式会社が運営するハーティオセアン小田原(以下「事業所」という。)が行う認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護(いずれも「事業」という。以下同じ。)の適切な運営を確保するために、運営及び利用に関する事項を定めます。

### (事業の目的)

第2条 本事業は、要介護者(介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第7条第3項各号に規定する者をいう。以下同じ。)又は要支援者(同法第7条第4項各号に規定する者のうち要支援2の認定を受けた者をいう。以下同じ。)(あわせて「要介護者」という。以下同じ。)であって認知症の状態にあるもののうち第10条第1項各号を満たすもの(以下「利用者」という。)について、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

### (運営の方針)

第3条 本事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令等の趣旨及び内容を踏まえたものとします。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に沿ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
3. 利用者及びその家族等に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明することに努めます。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供するよう努めます。
5. 提供したサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

- ① 名称 ハーティオセアン小田原
- ② 所在地 神奈川県小田原市別堀85

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- ① 管理者 1名(常勤・介護職員を兼務)
- ② 計画作成担当者 1名(常勤・兼務)
- ③ 介護職員 6名(常勤5名・非常勤5名・常勤兼務1名)
- ④ 看護職員 1名(非常勤・介護職員を兼務)

### (利用定員及び居室数)

第6条 事業所の利用定員及び居室数は、次のとおりとします。

2階	5床(5名)
1階	4床(4名)

### (事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとします。

- ① 入浴、排せつ、食事等の介護
- ② 第1号以外の日常生活上の世話及び機能訓練
- ③ 退居等に際しての相談・援助

### (介護計画・介護予防計画の作成)

第8条 本事業の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画(いずれも「介護計画」という、以下同じ。)を作成します。

2. 介護計画を作成又は変更した場合には、利用者及び家族に対し、その内容について説明を行い、同意を得、交付いたします。
3. 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、その実施状況の把握を行い必要に応じて介護計画の変更を行うものとします。

(利用料、その他費用の額)

- 第9条 本事業の利用料は介護報酬の告示上の額とします。また、それ以外の項目については別表の料金表のとおりとします。
2. 月の中途における入居又は退去については、日割り計算とします。
  3. 利用料の支払は月ごとに発行する請求書に基づき、原則として銀行口座からの自動引落としとします。

(入退居に当たっての留意事項)

- 第10条 本事業の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、次の各号を満たす者とします。
- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
  - ② 自傷他傷の恐れがないこと。
  - ③ 常時医療機関において治療する必要がないこと。
2. 入居後、利用者の状態の変化等により、前項に該当しなくなった場合には、利用者及びその家族等に相談した上で、当該利用者を退居させることができます。
  3. 退居に際しては、利用者又はその家族等に対し、適切な指導・援助を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ることとします。

(苦情処理、相談受付体制)

- 第11条 利用者からの苦情及び相談に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族等に対する説明、記録の整備等、必要な措置を講ずるものとします。

(事故発生時の対応)

- 第12条 サービスの提供にあたり利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。
- また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとします。
2. サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。
  3. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとします。

(損害賠償)

- 第13条 利用者に対するサービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行います。
2. 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

(衛生管理)

- 第14条 本事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。
2. 従業者は感染症等に関する知識の習得に努めます。

(緊急時における対応方法)

- 第15条 利用者の生命と安全を確保することを最優先課題とし、あらゆる災害に対して安全対策を講じます。
- ① 防災訓練
    - ・訓練の種類は、通報訓練、消防訓練、避難訓練、総合訓練とします。
    - ・避難訓練は夜間を想定して自力避難の困難な者の救出を重点に実施します。
    - ・避難訓練の際には、所轄消防署に連絡をとりまします。
    - ・訓練の参加、日ごろからの協力依頼により、近隣協力者との十分な連携を図ります。
    - ・避難場所として、近隣の病院・公民館等の各種施設との連絡体制を十分に整えます。
  - ② 防火義務設置設備の整備
    - ・防火設備は消防法令に基づき、適正に設置・維持管理するとともに、資格を有する者が定期的に点検を行います。
  - ③ BCP(事業継続計画)
    - ・災害が起きても事業の安定運営を図るため、事業継続計画を策定し、日頃からの備えを強化します。
2. 利用者の心身の状況に異変その他の緊急事態が生じた場合は、主治医又は協力医療機関と連携を図り、適切な措置を講じます。

(非常災害対策)

第16条 非常時に備えて保存食を用意しておきます。また、非常食とともに紙おむつ等の消耗品も適宜確保します。設備関係の設備は、法令等により資格を有する者が定期的に点検・整備します。

(身体的拘束等の適正化に向けた取組み)

- 第17条 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行いません。
2. 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体的拘束等の態様等」という。)を記録します。
  3. 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明をします。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではありません。
  4. 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後、速やかに当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明します。
  5. 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
    - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ります。
    - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
    - ③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

(虐待の防止)

- 第18条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。
- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
  - 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
  - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約等の内容とします。
  3. 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

① 採用時研修	採用後1か月以内
② 経験に応じた研修	随時
  4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則

施行日 平成16年7月1日

直近改訂 令和6年12月20日

# 重要事項説明書

## 1. 事業主体概要

事業主体名	オセアンケアワーク株式会社
代表者名	代表取締役 十重田 航
所在地	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町157
電話番号	045-443-9696
設立年月日	平成16年2月2日
基本財産・資本金	10,000,000円

## 2. 事業等概要

事業所名	ハーディオセアン小田原
認知症対応型共同生活介護事業者の指定	平成16年7月1日 小田原市指定
事業目的と運営の方針	<p>(事業の目的)</p> <p>本事業は、要介護者または要支援者(介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第7条第3項各号または同条第4項各号に規定する要支援2の者(いずれも「要介護者」という。以下同じ。))であって認知症の状態にあるもののうち第10条第1項各号を満たすもの(以下「利用者」という。))について、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。</p> <p>(運営方針)</p> <p>① 本事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令等の趣旨及び内容を踏まえたものとします。</p> <p>② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に沿ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。</p> <p>③ 利用者及びその家族等に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明することに努めます。</p> <p>④ 適切な介護技術をもってサービスを提供するよう努めます。</p> <p>⑤ 提供したサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。</p>
管理者名	加藤 公康
開設年月日	平成16年07月1日
所在地・電話番号	〒250-0217 神奈川県小田原市別堀85 TE 0465-42-4536
交通の便	JR東海道線「国府津駅」下車、バス「関川口橋」下車、徒歩10分
敷地概要	(敷地面積) 308,17㎡
建物概要(権利関係)	(延床面積)287,29㎡ (建物構造)木造枠組み工法 (権利形態)賃貸借物件 2階建て (竣工)平成15年6月21日

## 3. 主な設備等の概要

設備の種類	数	備考(面積等の説明)
居室	1ユニット 1人部屋 9室	18,35㎡/6ヶ所 17,39㎡/2ヶ所 13,25㎡/1ヶ所
ユニットの設備	ユニットに、食堂・居間・キッチン・浴室・洗面・トイレを設置	
緊急連絡	インターホン設置 非常用通報設備	

## 4. 利用料金

月額利用料		
内 訳	家賃	70,000円/月
	管理費(税込)	26,000円/月
	使途	リビング、廊下、階段等の共用部分の維持・管理 エレベーター保守点検費、防災設備保守点検費、空調設備保守点検費
	水道光熱費(税込)	30,000円/月
	使途	水道、下水道、電気、ガス等の料金が含まれます
	食材料費(税込)	1,150円/日 (平均 34,500円/30日)
	その他費用	実費
介護費用	介護保険給付の1割、2割又は3割	

5. 利用料金の支払い方法

上記の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、明細を添えてご請求します。  
支払いについては、原則として毎月銀行口座からの自動引落とします。

6. 事業所の利用者数等に関する概要

(令和7年 4月 1日現在)

2F	5名		
入居状況	総数(性別内訳)	5名(男性	2名、女性 3名)
1F	4名		
入居状況	総数(性別内訳)	4名(男性	0名、女性 4名)
入居に当たっての条件	要介護者であって認知症の状態にあるものうち、次の要件を満たすことが必要です。 ・少人数による共同生活を営むことに支障がないこと ・自傷他傷の恐れがないこと ・常時医療機関において治療する必要がないこと		
退去に当たっての条件	状態等の変化により、入居に当たっての条件に該当しなくなった場合は退居していただくことがあります。		
その他留意事項	認知症の状態等を確認させていただくため、入居申し込みの際には医師の診断書が必要となります。又、入居資格審査表にて入居条件を満たしているか確認させていただきます。		

7. 認知症対応型共同生活介護の事業者指定に係る事項

(令和7年 4月 1日現在)

従業者		区分			
		常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
内 訳	管理者		1		
	計画作成担当者		1		
	介護職員		4	1	
	看護職員				1

8. 協力医療機関等

協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	小田原ホームクリニック 小澤病院 西本歯科
------------------------	--------------------------

9. サービス提供における事業者の義務

介護保険法令等に基づき、当事業所は、人員基準及び設備・運営基準を満たした事業運営を行うとともに、利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供し、自らサービスの質の評価を行うこと等により、常に利用者の立場に立ったサービスの提供が課せられています。

10. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「ハートイオセアン小田原 防災計画」にのっとり対応を行います。	
平常時の訓練等	別途定める「ハートイオセアン小田原 防災計画」にのっとり年2回以上夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。	
防災設備	設備名称	有・無
	避難階段	有
	自動火災報知機	有
	スプリンクラー	有
	非常通報装置	有
	防火扉	有
	誘導灯	有
その他(消火器具、自主設置消火装置)	有	
防災計画等	消防署等への届出日: 平成 26年5月1日 防火管理者: 工藤 貴弘	

11. その他ご利用の際の留意事項

来訪・面会	来訪者は、必ずその都度職員に届出て下さい。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙	居室は全室禁煙となっております。喫煙される場合は必ず指定の場所でご喫煙ください。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室などに立ち入らないようにして下さい。
現金等の管理	大口現金等の管理は原則できません。
宗教活動・政治活動	事業所内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
火器類の持込	居室内へのマッチ・ライター・石油ストーブ等火器類の持込はお断りします。

12. 損害賠償について

本契約第20条(損害賠償)より

第20条	甲は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し乙の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、これが乙の故意・過失又は天災・事変・その他の不可抗力による場合を除き速やかに乙に対して損害を賠償します。
------	--

13. 契約の終了について

本契約第27条(契約の終了事由)より

第27条	本契約は、次の各号の一に該当するときは、終了します。 ① 乙が死亡したとき ② 乙が第6条に定める運営規程第10条を満たせなくなったとき ③ 施設が介護保険法令等に基づく認知症対応型共同生活介護の事業者指定を取り消されたとき、又は指定を辞退したとき ④ 第28条及び第29条に基づき本契約が解除又は解約されたとき
------	--

本契約第28条(事業者からの契約解除)より

第28条	甲は、乙が次の各号の一以上に該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められるものである場合には、乙に対し、2週間の予告期間を置いて、この契約の解除を通告することができるものとします。 ① 入居資格審査表に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ② 家賃その他の費用の支払いを3ヶ月以上遅延したとき ③ 本契約に違反したとき ④ 乙の行動及び状態が入居者の生命及び身体に危害を及ぼす恐れがあり、かつ、乙に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき ⑤ 乙が病気の治療等のため2ヶ月以上施設を離れることが決まり、その移転先の受入れが可能となったとき、又は施設を離れた期間が2ヶ月以上となったとき
------	---

本契約第29条(入居者からの中途解約)より

第29条	乙は本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、乙は契約終了を希望する日の2週間前までに甲に書面により届け出るものとします。
------	---

14. 苦情の受付について

施設内の体制	窓口担当者 加藤 公康 ・ご利用時間 担当者勤務日における午前9時～午後6時 (ただし、事情により即時に対応できない場合があります) 電話: 0465-42-4536 FAX: 0465-42-4537
施設外	小田原市高齢介護課 担当窓口 電話 0465-33-1463 神奈川県国民健康保険団体連合会 電話 045-453-6221

15. 緊急時等における対応方法

従業者は、認知症対応型共同生活介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治の医師又は事業所が定めた協力(歯科)医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、ご利用者家族または成年後見人等に報告するものとします。

16. 第三者機関による評価の実施状況

当該事業所では第三者評価を実施します。一定の評価項目について第三者の目から客観的に見た評価結果を、ご利用者への説明やインターネットなどで幅広くご利用者、ご家族等に公表します。実施時期については開設後5年間は1年に1回とし、以降は第三者評価の緩和を申請の上、2年に1回とします。  
第三者評価は、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が、第三者評価を担う機関として必要な条件を満たしているかを審査、認証をうけた登録機関が実施します。

17. サービス提供の記録

- ① 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととしその記録はサービス提供の完結日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

18 虐待の防止

当事業所は、虐待の発生及びその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

19 身体拘束適正化

- (1) 当事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他の方法により乙の行動を制限しません。
- (2) 緊急止むを得ず、身体拘束その他の方法により行動を制限する場合は、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分な説明をします。
- (3) 事業所における身体拘束適正化のために、指針を策定します。
- (4) 身体拘束適正化のため、委員会を設置するとともに、従業者に対して定期的な研修を実施します。

私はハーティオセアン小田原の重要事項について、説明を受け、同意し、交付を受けましたので、ここに署名いたします。

令和 年 月 日

説明年月日: 年 月 日

氏名 続柄

説明者署名:

附則

制定 平成16年 07月01日

直近改訂 令和6年12月20日

ハーティオセアン小田原料金表

一般版

項目	金額	内容の説明
1. 介護保険給付の1割、2割 又は3割	別表1参照	要介護状態区分により金額が異なります
2. 家賃	70,000円/月	*途中入退去の場合は日割り計算とします
3. 管理費(税込)	26,000円/月	・リビング・廊下・階段等の共用部分の維持・管理 ・エレベーター保守点検費、防災設備保守点検費、空調設備保守点検費
4. 水道光熱費(税込)	30,000円/月	・水道、下水道、電気、ガス等の料金が含まれます
5. 食材料費(税込)	1,500円/日	・お米、調味料が含まれます 朝350円・昼450円・おやつ100円・夜600円
6. 理美容代	実 費	*入居者又は家族等の希望により実施した場合
7. おむつ代	実 費	* 入居者又は家族の希望で使用した場合 ・但し種類、サイズ等により料金が異なります
8. その他日常生活費等	実 費	・日常生活に特別個人が利用する日用品のうち、入居者又は家族等の選 択 により利用される化粧品、タオル等・趣味的活動等における材料費・交通費 個人の嗜好品代・協力医療機関以外の通院に関わる費用で利用者家族の 同意を得たもの。

施行日

変更 平成16年 7月 1日 施行  
平成20年12月20日 改正  
平成22年 7月 1日 改正  
平成24年 4月 1日 改正  
平成25年 4月 1日 改正  
平成27年 4月 1日 改正  
平成30年 8月 1日 改正  
直近改正 令和6年12月20日

別表1 (介護予防)認知症対応型共同生活介護報酬(利用料)表

※ ハーティオセアン小田原

5級地

10.45 円

要介護認定等の結果	介護報酬の単位	(1日分)	(1日分)	(1日分)	(30日分)	(30日分)	(30日分)
		利用者負担額(1割負担)	利用者負担額(2割負担)	利用者負担額(3割負担)	利用者負担額(1割負担)	利用者負担額(2割負担)	利用者負担額(3割負担)
要支援2	761単位/日	¥796	¥1,591	¥2,386	¥23,858	¥47,715	¥71,572
要介護1	765単位/日	¥800	¥1,599	¥2,399	¥23,983	¥47,966	¥71,949
要介護2	801単位/日	¥837	¥1,674	¥2,511	¥25,112	¥50,223	¥75,334
要介護3	824単位/日	¥861	¥1,722	¥2,583	¥25,833	¥51,665	¥77,498
要介護4	841単位/日	¥879	¥1,758	¥2,637	¥26,366	¥52,731	¥79,096
要介護5	859単位/日	¥898	¥1,796	¥2,693	¥26,930	¥53,860	¥80,789
初期加算	30単位/日	¥32	¥63	¥94	¥941	¥1,881	¥2,822
医療連携体制加算(1)ハ	37単位/日	¥39	¥78	¥116	¥1,160	¥2,320	¥3,480
若年性認知症利用者受入加算(※1)	120単位/日	¥126	¥251	¥377	¥3,762	¥7,524	¥11,286
利用者の入院期間中の体制	246単位/日	¥257	¥514	¥771	¥7,713	¥15,425	¥23,137
科学的介護推進体制加算	40単位/日	¥42	¥84	¥126	¥1,254	¥2,508	¥3,762
介護職員処遇改善加算Ⅱ	1月につき (介護報酬総単位数(※2、介護職員処遇改善加算を除く)×17.8%)(※2)×10.45						

(※1)「若年性認知症利用者受入加算」は、65歳の誕生日の前々日までが対象です。

(※2) 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

(※3) 1単位未満の端数四捨五入

- ・上記の介護報酬額等は事業所所在地による地域加算を含めて計算してあります。
- ・当事業所の介護報酬額は、1単位＝10.45円(5級地)です。(1円未満の端数は切り捨て)
- ・上記の介護報酬は、実際の利用日数に応じて決定します。
- ・「利用者負担額」は、1割負担、2割負担又は3割負担となります。
- ・「初期加算」は、入居した日から起算して30日間、加算されます。
- ・医療連携体制加算(1)ハは、37単位/日、加算されます。
- ・「利用者の入院期間中の体制」は、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定します。ただし、入院の初日及び最終日は算定できません。
- ・消費税は非課税です。

※ 上記料金表は介護保険法改正に伴い、同時に改定するものとします。

令和 6年12月20日 改定